

令和3年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
4番	中村	隆一	11番	原	淳利
5番	橘川	直泰	12番	井上	宗士
7番	露木	聖一			

4 欠席委員 6番 倉持 純子

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

7番	露木	聖一	8番	関山	節夫
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議案

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは時間になりましたのでおはようございます。令和4年1月の総会を開始したいと思います。今日は所要により1名欠席となっております。昨年から皆様におかれましては、農政活動協力金の集金についてご協力いただきありがとうございます。このお金につきましては、私たち農業委員会の活動資金の一部となっておりますので今後ともよろしくお願いします。また、先日常設委員会に出席した際の話ですが、農業会議所と農地の貸し借りや売買をやっている農業公社が、資金繰りの関係で現在合併の話を進めているとのことですので、今後そういった話も出てくると思います。

では第10回の総会を開催したいと思います。出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、7番露木委員、8番関山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1及び地図2をご覧ください。このたび、令和3年12月27日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を令和3年12月28日付で発行しております。報告事項1については以上でございます。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、山西小学校の南西に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。報告事項2については以上でございます。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

解約の理由についてですが、賃料の見直しと中間管理機構を間に入れて新たに利用権を設定するため、関係者間で合意に至りました。

なお、当該農地の利用権設定につきましては、第15号議案においてご審議いただきます。報告事項は以上でございます。

【議長】

報告事項ですが、何かご質問等ある方はいらっしゃいますか。

【委員】

3条届出の報告について、以前指摘した「被相続人を明記する」ことを反映していただいたのは良いと思います。ただ、併せて添付していただいた地図については、今回は単純な届出で済む軽微な案件ですので、必ずしも必要なものではないと考えます。

【事務局】

以前の農地法3条届出報告の際に、農業委員会によるあっせん有りの場合は地図があった方があっせんがし易いのご意見をいただきましたので地図添付いたしました。いかがいたしましょうか。

【委員】

相続農地の中のあっせんを希望されている農地のみ、地図を添付すれば良いと思います。

【議長】

ではあっせんを希望されている農地のみ地図で示していただくということといたします。他のご質問等はよろしいでしょうか。

以上の3件につきましては、報告事項であることから委員皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中村委員、お願いします。

【委員】

ナンバー1及び2について、報告いたします。

1月19日、1月20日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の沢田に位置する農用地区域の農地で、面積は1,319㎡です。

対象農地は、借受予定者が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

それでは、ナンバー1及び2について補足説明いたします。議案第15号関係資料をご覧ください。

ナンバー1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

ナンバー2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は12ページに添付しております。

利用目的としては、多品目の露地野菜を作付けする予定となっています。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

当該地は露地野菜を耕作しており、農地パトロール等でも適切に耕作されていると判断されているところですが、質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

今回は賃料の見直しと相続があったということで、公社が間に入ったという事ですが、賃料についてはどのように変わりますか。

【事務局】

1万6千円で借賃が設定されておりました。

【議長】

おおよそ三分の一になるということですね。

ご意見ないでしょうか。それではこれよりお諮りします、議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会